

MDPRO ミニコラム：薬事工業生産動態統計の変更に関する総務省・統計委員会の審議が終了

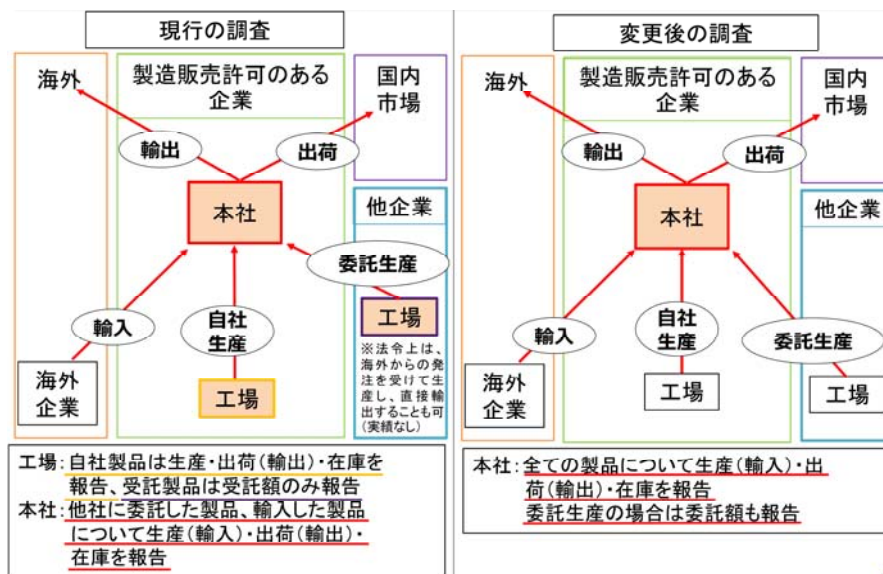
昨年来、政府は「統計改革推進会議(議長：菅 内閣官房長官)」を開催し、各種統計の改革を検討しています。この会議では「最終取りまとめ」を昨年 5 月に発表、この中では各種統計の質向上や報告者負担の軽減などが謳われています。この取りまとめも受け、従来から薬事工業生産動態統計(以下、「本統計」という。)に関して調査内容等の変更を検討していた厚生労働省は見直し案を策定、昨年 10 月に総務省に申請しました。申請を受けた総務省ではその変更内容に関して統計委員会*へ諮問、11 月から 1 月にかけて審議が行われ、答申が出されました(すなわち変更内容がほぼ決まりました。)

*統計法では、行政機関が作製する統計のうち、特に重要なものを「基幹統計」と位置付けており、本統計も基幹統計となっています。基幹統計の変更を行うには、総務省内に設置されている第三者機関である統計委員会やその部会での審議が必要になります。本統計は統計委員会の産業統計部会で審議されました。

今後に関しては、総務省による正式な変更内容の承認を経て、厚生労働省令として調査規則が公布されます。その後担当部局から順次詳細な説明がなされていくものと思われませんが、先立って以下に、特に影響がありそうな変更点を抜粋してお示します。

①調査客体(報告者)

調査対象の複雑さの解消と効率的な調査を目的として、製造業者が報告者でなくなり、製造販売業者が、許認可を取得している製品に関して全て報告する形態になります。(図 1)



【図 1：変更前後の報告者(塗りつぶし)】

(注：製造販売業者を「本社」、製造業者を「工場」と呼称)

②報告義務

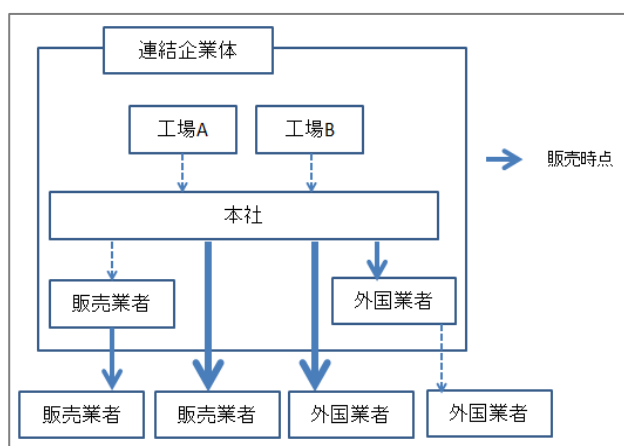
報告漏れをなくすことを目的として、生産や出荷などが無い月でも、“全ての”製造販売業者に報告義務が課されます。

③報告単位

「製造所(主たる組立て)」「一般的名称(JMDNコード)」「出荷先国」の情報を組み合わせたの報告になります。製造所に関しては都道府県や国などの細かい情報の入力は無く、当該製造所の許可・登録・認定番号(10桁)を記入するだけの形態になります。

④報告に用いる価格

販売子会社の有無などによる報告基準のばらつきをなくすことなどを目的として、製造販売業者が所属する連結企業体からの出荷価格が報告価格となります。(図2)



【図2：変更後の報告価格(太青矢印)】

これらの変更は、2019年1月報告分から実施される予定です。報告方法の変更、特に「③報告単位」の内容における、JMDNコード別の報告、製造所の許可等番号に関しては、製販各社で相応の準備が必要になると思われます。あらかじめご留意の上、対応いただけますようお願い致します。

<引用>

図1及び図2；産業統計部会への厚生労働省提出資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sangyou/kaigi/kaigi.html

(医療機器政策調査研究所 菱山 記)